

(参考) 技能者表彰実施要領の新旧対照表（傍線部分は変更点）

新	旧
<p style="text-align: center;"><b>技能者表彰実施要領</b></p> <p>技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下「規程」という。）第 6 条に基づく卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 推薦することができる者及び推薦範囲</b></p> <p>推薦することができる者（以下「推薦者」という。）は（1）から（4）までとし、当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ次のとおりとする。</p> <p class="list-item-l1">(1) (略)</p> <p class="list-item-l1">(2) 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体、又は<u>社団法人</u>若しくは<u>財団法人</u>（以下「全国的な事業主団体等」という。）による推薦</p> <p>推薦範囲：全国的な事業主団体等を構成する企業に雇用される者等 なお、ここでいう「全国的な事業主団体等」は<u>ア又はイのいずれかに該当するもの</u>である。</p> <p class="list-item-l2">ア <u>以下の（ア）から（エ）までの全てに該当する団体</u>である。 この要件を満たしている場合は、法人格（例えば、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、職業訓練法人、各種協同組合等の各般の法人形態のもの、人格なき社団など）<u>に</u><u>関わらず</u>当該団体の構成企業等に雇用される者や構成企業等の事業主等を推薦することができる。</p>	<p style="text-align: center;"><b>技能者表彰実施要領</b></p> <p>技能者表彰規程（昭和 42 年労働省告示第 38 号。以下「規程」という。）第 6 条に基づく卓越した技能者の表彰の実施に関し必要な細目について、以下のとおり定める。</p> <p><b>1 推薦を行うことができる者及び推薦範囲</b></p> <p>推薦を行うことができる者（以下「推薦者」という。）は（1）から（4）までとし、当該推薦者の推薦範囲はそれぞれ次のとおりとする。</p> <p class="list-item-l1">(1) (略)</p> <p class="list-item-l1">(2) 全国的な規模の事業を行う事業主団体若しくはその連合体、又は<u>一般社団法人</u>若しくは<u>一般財団法人</u>（以下「全国的な事業主団体等」という。）による推薦</p> <p>推薦範囲：全国的な事業主団体等を構成する企業に雇用される者等 なお、ここでいう「全国的な事業主団体等」は<u>アからウまでのとおり</u>である。</p> <p class="list-item-l2">ア 「全国的な事業主団体等」は、（ア）から（エ）までの全てに該当する団体である。 この要件を満たしている場合は、法人格に<u>関わらず</u>（例えば、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人、職業訓練法人、各種協同組合等の各般の法人形態のもの、人格なき社団など）当該団体の構成企業等に雇用される者や構成企業等の事業主等を<u>対象に、推薦を</u></p>

<p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ 法人格が<u>社団法人</u>又は<u>財団法人</u>の団体であり、かつ、上記アの(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合には、特定の都道府県・ブロック等の活動地域を<u>限定した</u>団体や、いわゆる職能団体等であってもよい。</p> <p>なお、上記ア又はイのいずれにも該当しない場合(特定の都道府県又はブロック等に、明確に活動区域、構成員の所在が限定される団体(法人格が<u>社団法人</u>又は<u>財団法人</u>のものを除く。)等)は、「全国的な事業主団体等」として推薦することができない。</p> <p>(3) 全国的な規模で障害者の雇用の支援等を行う団体(以下「全国的な障害者団体」という。)による推薦</p> <p>推薦範囲：別表に定める職業部門のうち、第<u>21</u>部門の推薦を希望する者</p> <p>なお、ここでいう「障害者団体」とは、構成員の障害者等の雇用の支援等を行う団体であって、事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有しており、かつ、地域に限定されず活動を行う団体であること。</p> <p>(4) (略)</p> <h2>2 被推薦者</h2> <p>推薦者は、次の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考し、厚生労働大臣に推薦するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>	<p>行うことができる。</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p>イ また、法人格が<u>一般社団</u>又は<u>一般財団</u>の団体については、上記アの(ア)及び(イ)のいずれにも該当する場合、特定の都道府県・ブロック等活動地域限定の団体や、いわゆる職能団体等であってもよい。</p> <p><u>当該団体は、構成企業等に雇用される者や構成企業等の事業主、構成員たる技能者等を対象に、推薦を行うことができる。</u></p> <p>ウ なお、上記ア又はイに該当しないもの、例えば、特定の都道府県又はブロック等に、明確に活動区域、構成員の所在が限定される団体(法人格が一般社団又は一般財団のものを除く。)等は、「全国的な事業主団体等」として推薦を行うことができない。</p> <p>(3) 全国的な規模で障害者の雇用の支援等を行う団体(以下「全国的な障害者団体」という。)による推薦</p> <p>推薦範囲：別表に定める職業部門のうち、第<u>22</u>部門の推薦を希望する者</p> <p>なお、ここでいう「障害者団体」とは、構成員の障害者等の雇用の支援等を行う団体であって、事業活動を通じ、被推薦者の要件の該当の如何について判断を行うに足る情報を有しており、かつ、地域に限定されず活動を行う団体であること。</p> <p>(4) (略)</p> <h2>2 被推薦者</h2> <p>推薦者は、次の全ての要件を充たす者の中から被推薦者を選考し、厚生労働大臣に推薦するものとする。</p> <p>(1) (略)</p>
---	---

<p>(2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。</p> <p><u>なお、被推薦者は、原則として被表彰者の公表日までの間、引き続き現役の技能者として就業している者であることが見込まれる者とする。</u></p> <p>この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。</p> <p>また、その者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。</p> <p>ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は、表彰対象とはならない。</p> <p>(3)～(5)（略）</p>	<p>(2) 推薦日現在において、現役の技能者として就業していること。</p> <p>この場合、その者の就業上の地位（自営業主、家族従業者、雇用者等）は問わないものであること。</p> <p>また、その者が、職業訓練指導員として、事業内職業訓練又は公共職業訓練において、当該卓越した技能について、実技指導を行っている場合等を含むものであること。</p> <p>ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は、表彰対象とはならない。</p> <p>(3)～(5)（略）</p>
<h3>3 推薦手続</h3> <p>(1) 被推薦者の選考について</p> <p>次のアからエまでの推薦者は、別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」に定める職業部門、職業分類及び職種のいずれかに該当する者であって、真に表彰される<u>にふさわしい</u>者を選考し、受付期間（令和8年2月1日から3月31日）内に被推薦者を推薦すること。</p> <p>なお、被推薦者が別表に定める職業部門のうち、第<u>21</u>部門での推薦を希望する場合は、第<u>21</u>部門での推薦に加えて、第1部門から第<u>20</u>部門のうち該当する職業部門にも併せて推薦することもできる。</p> <p>ア 「都道府県知事」による推薦</p> <p>別表に定める職業部門のうち、第1部門から第<u>20</u>部門のいずれかに該当する場合には、別表に定める職種（2）欄に掲げる細分類の職種（以下「細分類職種」という。）について、同一細分類職種の被推薦者は1名とする。ただし、女性は最大2名、加えて下記（3）に定める障害が</p>	<h3>3 推薦手続</h3> <p>(1) 被推薦者の選考について</p> <p>次のアからエまでの推薦者は、別表「職業部門、職業分類及び職種（例示）」に定める職業部門、職業分類及び職種のいずれかに該当する者であって、真に表彰される<u>ことがふさわしい</u>者を選考し、受付期間（令和7年2月1日から3月31日）内に被推薦者を推薦すること。</p> <p>なお、被推薦者が別表に定める職業部門のうち、第<u>22</u>部門の推薦を希望する場合は、第<u>22</u>部門への推薦に加えて、第1部門から第<u>21</u>部門のうち該当する職業部門にも併せて推薦することもできる。</p> <p>ア 「都道府県知事」による推薦</p> <p>別表に定める職業部門のうち、第1部門から第<u>21</u>部門のいずれかに該当する場合には、別表に定める職種（2）欄に掲げる細分類の職種（以下「細分類職種」という。）について、同一細分類職種の被推薦者は1名とする。ただし、女性は最大2名、加えて下記（3）に定める障害が</p>

ある者を同一細分類職種において推薦する場合は、最大3名まで推薦することができる。

なお、別表に定める職種（1）欄に掲げる小分類の職種や職業部門が同一の場合における被推薦者数に制限はなく、第1部門から第21部門までの合計被推薦者数についても制限はない。

また、推薦に当たっては、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

#### イ 「全国的な事業主団体等」による推薦

別表に定める職業部門のうち、第1部門から第20部門のいずれかの部門に該当する場合には、全国的な事業主団体等による被推薦者数は1名とする。ただし、女性は最大2名、加えて下記（3）に定める障害がある者を推薦する場合には、最大3名まで推薦することができる。

また、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

#### ウ 「全国的な障害者団体」による推薦

全国的な障害者団体による被推薦者数は、下記（3）に定める障害がある者1名のみとする。ただし、女性であって下記（3）に定める障害がある者を加えて最大2名まで推薦することができる。

なお、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われ

ある者を同一細分類職種において推薦する場合は、最大3名まで推薦可とする。

なお、別表に定める職種（1）欄に掲げる小分類の職種や職業部門が同一の場合における被推薦者数に制限はなく、第1部門から第22部門までの合計被推薦者数についても制限はない。

また、推薦に当たっては、広く民間産業団体、商工会議所、経営者団体、市町村等から推薦を求め、選考に当たっては、必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

#### イ 「全国的な事業主団体等」による推薦

別表に定める職業部門のうち、第1部門から第21部門のいずれかの部門に該当する場合には、全国的な事業主団体等による被推薦者数は1名とする。ただし、女性は最大2名、加えて下記（3）に定める障害がある者を推薦する場合には、最大3名まで推薦可とする。

また、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

#### ウ 「全国的な障害者団体」による推薦

全国的な障害者団体による被推薦者数は、下記（3）に定める障害がある者1名のみとする。ただし、女性であって下記（3）に定める障害がある者を加えて最大2名まで推薦可とする。

なお、推薦に当たっては広く傘下の団体、団体を構成する企業等から推薦を求め、選考に当たって必要に応じ技能者表彰候補者選考委員会を設置し、その審議を経るなどして、虚偽の申告による推薦が行われてい

ていないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

#### エ 「一般の推薦者」による推薦

一般の推薦者による被推薦者数は1名のみとする。女性又は下記(3)に定める障害がある者を推薦する場合であっても、複数名を推薦することはできない。

推薦者は、その推薦に賛同する者（以下「賛同者」という。）2名の賛同を得て推薦すること（自薦はできない）。

なお、推薦者、被推薦者及び2名の賛同者は互いに二親等以内（配偶者を含む。）の親族関係なく、かつ、推薦者及び賛同者は推薦日時点で成人に達している者であること。特に、「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するためのものであることから、虚偽の申告による推薦やこの趣旨に合致しない目的・方法による推薦はしないこと。

また、賛同者が賛同する当該被推薦者は1名とし、複数名の賛同者になることはできない。

(2)～(3) (略)

ないか確認するとともに、公平かつ適切に行うこと。

#### エ 「一般の推薦者」による推薦

一般の推薦者による被推薦者数は1名のみとする。女性又は下記(3)に定める障害がある者を推薦する場合であっても、複数名を推薦することは不可とする。

推薦者は、その推薦に賛同する者（以下「賛同者」という。）2名の賛同を得て推薦すること（自薦は不可とする）。

なお、推薦者、被推薦者及び2名の賛同者は互いに二親等以内（配偶者を含む。）の親族関係なく、かつ、推薦者及び賛同者は推薦日時点で成人に達している者であること。特に、「一般の推薦者」による推薦は、市井の人目に付きにくい分野等で活躍する優れた技能者を把握するため設けたものであることから、虚偽の申告による推薦等この趣旨に合致しない目的や方法による推薦はしないこと。

また、賛同者が賛同する当該被推薦者は1名とし、複数名の賛同者になることは不可とする。

(2)～(3) (略)

## 4 被推薦者の審査

### (1) 部門別審査について

技能者表彰審査委員規程（昭和42年労働省訓第8号）第3条第3項に定める部門別審査委員は、別表に定める職業部門別に設ける審査委員会において、同表に定める職業部門の表彰を受けることについて、被表彰者の適格性を審査し、その結果を厚生労働大臣に報告する。

(2) (略)

## 4 被推薦者の審査

### (1) 部門別審査について

技能者表彰審査委員規程（昭和42年労働省訓第8号）第3条第3項に定める部門別審査委員は、別表に定める職業部門別に設ける審査委員会において、同表に定める職業部門の表彰を受けることについて被表彰者の適格性を審査し、その結果を厚生労働大臣に報告する。

(2) (略)

<p><b>5 表彰の実施等</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被表彰者としての決定の取消しについて 厚生労働大臣は、被表彰者として決定した者が、公表日までの間に、規程第2条各号のいずれかに該当しなくなったと認められるときは、被表彰者としての決定を取り消すことができる。 なお、取り消した場合には、推薦者にその旨を通知する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 表彰状の滅失について 過去に表彰された者が、災害等やむをえない事情により表彰状を滅失した場合、証明書類を厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係に提出することで、表彰状に代わるものとして「証明書」の交付を受けることができる。 なお、表彰に際して被表彰者に対し贈呈する卓越技能章(盾及び徽章)については、滅失理由の如何を問わず、再交付は行わないものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 附則 この実施要領は、令和<u>7</u>年12月<u>22</u>日から適用する。</p>	<p><b>5 表彰の実施等</b></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 被表彰者としての決定の取消しについて 厚生労働大臣は、被表彰者として決定した者が、公表日までの間に、規程第2条各号のいずれかに該当しなくなったと認められるときは、被表彰者としての決定を取り消すことができる。 なお、取り消した場合には、推薦者にその旨を通知する。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 表彰状の滅失について 過去に表彰された者が、災害等やむをえない事情により表彰状を滅失した場合、証明書類を厚生労働省人材開発統括官付能力評価担当参事官室技能振興係に提出することで、表彰状に代わるものとして「証明書」の交付を受けることができる。 なお、表彰に際して被表彰者に対し贈呈する卓越技能章(盾および徽章)については、滅失理由の如何を問わず、再交付は行わないものとする。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 附則 <u>(開発 1220 第2号)</u> この実施要領は、令和<u>6</u>年12月<u>20</u>日から適用する。</p>
--	--

## 7－2 附則（開発 0602 第1号）

この実施要領は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 9 条の改正に伴い、  
技能者表彰規程（昭和 42 年労働省訓第 8 号）第 5 条の「禁錮」を「拘禁刑」  
と改めることにより、該当箇所について一部改正し、令和 7 年 6 月 2 日より  
適用する。

(実施要領 別表)

職業部門、職業分類及び職種(例示)

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類を参考として示した例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

部 門	職業分類	職種(1)	職種(2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製銑工、 製鋼工	①製銑工、②製鋼工、③キュボラ工(鑄物用鉄溶融) 等
		(2)~(9)略	
2	1 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、⑤仕上機械工 等
		(2) 数値制御金属工作機械工	①NC 旋盤工、②NC フライス盤工、③NC 金属特殊加工機工、④マシニングセンタオペレーター 等
		(3) 板金工	①工場板金工 等

(実施要領 別表)

職業部門、職業分類及び職種(例示)

- 1 本表に掲げる職種(1)及び(2)は、厚生労働省編職業分類の小分類及び細分類による職種に準じた例示である。
- 2 管理的職員又は職業訓練指導員が管理等の仕事以外の技能を要する仕事に主として直接従事している場合は、当該従事している技能を要する職業に分類すること。
- 3 被推薦者の有する技能が2職種以上に該当しているような場合は、主としてどの職種に従事しているかで判断すること。

部 門	職業分類	職種(1)	職種(2)
1	1 金属材料製造の職業	(1) 製銑工、 製鋼工	①製銑工、②製鋼工、③鑄物用鉄溶解工等
		(2)~(9)略	
2	1 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、⑤仕上機械工、⑤NC 旋盤工、⑥NC フライス盤工、⑦マシニングセンタオペレーター、⑧NC 金属特殊加工機工 等
		(2) 板金工	①工場板金工 等

		<u>(4) 金属手仕上工</u>	①金属手仕上工			<u>(3) 金属研磨工</u>	①金属手仕上工	
3 1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工（打抜プレス、曲プレスを除く）、②打抜プレス工、③曲プレス工、④プレス刻印工、⑤NC プレス機械工等		3 1 その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工（打抜プレス、曲プレスを除く）、②打抜プレス工、③曲プレス刻印工、④数値制御プレス工 等		
	(2) 略				(2) 略			
	(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ類製造工、②ばね製造工（冷間成形によるもの）、③金属線製品製造工等			(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ・ばね・金属線製品製造工		
	(4) 金属研磨工	①金属材料研磨工、②金属製品研磨工等			(4) 金属研磨工	①金属材料・製品研磨工		
	(5) 略				(5) 略			
	(6) 金属製品製造工	①金属製家具製造工、②金属製建具製造工、③治工具製造工、④金具製造工、⑤金型製造工、⑥刃物製造工 等			(6) 金属製品製造工	①金属製家具・建具製造工、②治工具製造工、③金具製造工、④金型製造工、⑤刃物製造工 等		
	(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工、②金属溶接検査工等			(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工 等		
	(8) 略				(8) 略			
	2 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 略			(1) 略			
	(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工（電気めっきを除く） 等			(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工（電気めっきを除く）		

4	1 汎用機械器具組立・修理の職業	(1) <u>汎用機械器具組立工</u>	①原動機組立工、②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷機械組立工、⑥製本機械組立工、⑦半導体製造装置組立工、⑧液晶パネル製造装置組立工、⑨業務用空調機器組立工、⑩業務用冷蔵機器組立工、⑪業務用冷凍機器組立工、⑫サービス用機械組立工、⑬娯楽機械組立工、⑭機械部品組立工 等		4	1 一般機械器具組立・修理の職業	(1) <u>一般機械器具組立工</u>	①原動機組立工②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷・製本機械組立工、⑥半導体液晶パネル製造装置組立工、⑦業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工、⑧サービス用・娯楽用機械組立工、⑨機械部品組立工 等
		(2) <u>汎用機械器具修理・検査工</u>	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤汎用・生産用・業務用機械器具検査工 等				(2) <u>一般機械器具修理・検査工</u>	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤一般機械器具検査工 等
2 計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工 等			2 計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工	
	(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計測器組立工、②計量計測機器組立工、③計量計測機器修理工 等			(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計器組立工、②計量器・測定器組立工、③計量計測機器修理工		
	(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具組立工、③カメラ修理工、④光学機械器具修理工 等			(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具修理工		
	(4) 略				(4) 略			
	(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡(がんきょう)組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機儀組立工(光学式)、⑤望遠鏡組立工 等			(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡(がんきょう)組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機組立工、⑤望遠鏡組立工 等		

5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機組立工、②電動機組立工、③配電盤組立工、④制御盤組立工、⑤開閉制御機器組立工、⑥電気機械部品組立工等		5	1 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機・電動機組立工、②配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工、③電気機械部品組立工 等
		(2)略				(2)略		
		(3) 電気通信機械器具組立工	①無線通信機器組立工、②有線通信機器組立工、③テレビ組立工、④ラジオ組立工 等			(3) 電気通信機械器具組立工	①無線・有線通信機器組立工、②テレビ・ラジオ組立工 等	
		(4)～(5)略				(4)～(5)略		
		(6) 電球・電子管組立工	①電球部品組立工、②電子管部品組立工等			(6) 電球・電子管組立工	①電球・電子管組立工	
		(7)～(13)略				(7)～(13)略		
	2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電員、②送電員、③変電員、④配電員、⑤自家用電気係員 等		2 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電・送電員、②変電・配電員、③自家用電気係員	
		(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線作業員、②地中送電線敷設作業員 等			(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線・敷設作業員	
		(3) 配電線架線・敷設作業員工	①配電線架線作業員、②地中配電線敷設作業員 等			(3) 配電線架線・敷設作業員工	①配電線架線・敷設作業員	
		(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線作業員、②地下通信ケーブル敷設作業員 等			(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線・敷設作業員	
		(5)略				(5)略		
		(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械据付作業員（電気工事）、④産業用電気装置据付作業員 等			(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付作業員等	

6	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	<u>①自動車組立工</u> 、 <u>②自動車車体組立工</u> 、 <u>③自動車部品組立工</u> 等		6	1 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	<u>①自動車組立・ぎ装工</u> 、 <u>②自動車部品組立工</u>	
		(2)～(6)略					(2)～(6)略		
7	1 染色・紡糸等織維製造の職業	(1) 紡織工	<u>①染物・仕上工</u> 、 <u>②粗紡工</u> 、 <u>③精紡工</u> 、 <u>④ねん糸工</u> 、 <u>⑤加工糸工</u> 、 <u>⑥織布準備工</u> 、 <u>⑦織布工</u> 、 <u>⑧精鍊工</u> 、 <u>⑨漂白工</u> 、 <u>⑩編物工</u> 、 <u>⑪編立工</u> 、 <u>⑫フェルト製造工</u> 、 <u>⑬不織布製造工</u> 、 <u>⑭つな製造工</u> 、 <u>⑮あみ製造工</u> 等		7	1 染色・紡糸等織維製造の職業	(1) 紡織工	<u>①染物・仕上工</u> 、 <u>②粗紡工</u> 、 <u>精紡工</u> 、 <u>③ねん糸工</u> 、 <u>加工糸工</u> 、 <u>④織布準備工</u> 、 <u>⑤織布工</u> 、 <u>⑥精鍊・漂白工</u> 、 <u>⑦編物工</u> 、 <u>編立工</u> 、 <u>⑧フェルト・不織布製造工</u> 、 <u>⑨つな・あみ製造工</u> 等	
		(2)～(3)略					(2)～(3)略		
8	1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	<u>①婦人服仕立職</u> 、 <u>②子供服仕立職</u> 、 <u>③紳士服仕立職</u> 、 <u>④和服仕立職</u> 、 <u>⑤衣服修理工</u> 、 <u>⑥ミシン縫製工</u> （衣服）、 <u>⑦特殊ミシン縫製工</u> （衣服） 等		8	1 衣服の職業	(1) 衣服製造工	<u>①婦人・子供服仕立職</u> 、 <u>②紳士服仕立職</u> 、 <u>③和服仕立職</u> 、 <u>④衣服修理工</u> 、 <u>⑤ミシン縫製工</u> （衣服）、 <u>⑥特殊ミシン縫製工</u> （衣服） 等	
9	1～2略				9	1～2略			
	3 採鉱・碎石及びその他の採掘の職業	(1)略				3 採鉱・碎石及びその他の採掘の職業	(1)略		
		(2)略					(2)略		
		(3) 砂利・砂・粘土採取作業員	<u>①砂利採取作業者</u> 、 <u>②砂採取作業者</u> 、 <u>③粘土採取作業者</u> 等				(3) ジヤリ・砂・粘土採取作業員		
		(4) ダム・トンネル掘削作業員	<u>①ダム掘削作業員</u> 、 <u>②トンネル掘削作業員</u> 等				(4) ダム・トンネル掘削作業員		

		(5) さく井・ ボーリング機械 運転工	①さく井機械運転工、②ボーリング機械 運転工 等			(5) さく井・ ボーリング機械 運転工	①さく井・ボーリング機械運転工
		(6)略				(6)略	
10	1～2略			10	1～2略		
11	1略			11	1略		
12	1 窯業 製品製造 の職業	(1) 窯業製品 製造工	①ガラス製品製造工、②れんが製造工、 ③かわら製造工、④陶磁器製造工、⑤フ ァインセラミックス製品製造工、⑥セメ ント製造工、⑦コンクリート製品製造工 (生コンクリートを除く)、⑧生コンク リート製造工、⑨研磨用材製造工 等		(1) 窯業製品 製造工	①ガラス製品製造工、②れんが・かわら 類製造工、③陶磁器製造工、④ファイン セラミックス製品製造工、⑤セメント製 造工、⑥コンクリート製品製造工(生コ ンクリートを除く)、⑦生コンクリート 製造工、⑧研磨用材製造工、⑨土石製品 製造工 等	
		(2) 窯業製品 検査工	①ガラス製品検査工、②れんが検査工、 ③かわら検査工、④陶磁器検査工、⑤フ ァインセラミックス製品検査工、⑥セメ ント検査工、⑦コンクリート製品検査 工、⑧研磨布・紙検査工 等		(2) 窯業製品 検査工	①ガラス製品検査工 等	
		(3)略			(3)略		
2	化学 製品製造 の職業	(1) 化学製品 製造工	①化学繊維工、②石けん製造工、③洗剤 製造工、④油脂製品製造工、⑤医薬品製 造工、⑥化粧品製造工、⑦感光剤材料製 造工、⑧塗料製造工、⑨絵具製造工、⑩ インク製造工 等		(1) 化学製品 製造工	①化学繊維工、②石けん・洗剤・油脂製 品製造工、③医薬品製造工、④化粧品製 造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵 具・インク製造工 等	

	(2) 化学製品検査工	①化学繊維検査工、②石けん検査工、③洗剤検査工、④加工油脂製品検査工、⑤医薬品検査工、⑥化粧品検査工 等		(2) 化学製品検査工	①化学製品検査工 等
	(3)略			(3)略	
3 ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工（ <u>タイヤ</u> 成形を除く）③タイヤ成形工等		(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工（ <u>タイヤ</u> 成形を除く）③タイヤ成形工等
	(2)～(4)略			(2)～(4)略	
	(5) ゴム・プラスチック製品検査工	①ゴム製品検査工、②プラスチック製品検査工 等		(5) ゴム・プラスチック製品検査工	①ゴム・プラスチック製品検査工
	(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等		(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等
4 土石製品製造の職業	<u>(2) 土石製品</u> 検査工	<u>①土石製品検査工</u> 等			
13 1 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 木製製品製造工	①製材工、②チップ製造工、③合板工、④木工、⑤木彫工、⑥木製家具製造工、⑦木製建具製造工、⑧指物職 等		(1) 木製製品製造工	①製材工、チップ製造工、②合板工、③木工、木彫工、④木製家具・建具製造工、⑤指物職 等
	(2) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②木材チップ検査工、③合板検査工 等		(2) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等
	(3)略			(3)略	
	(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、②紙料工、③紙すき工、④段ボール製造工、⑤加工紙製造工（段ボールを除く）、⑥紙器製造工、⑦紙製品製造工、⑧紙裁断工 等		(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、紙料工、②紙すき工、③段ボール製造工、④加工紙製造工（段ボールを除く）、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦紙裁断工 等

		(2) パルプ・紙・紙製品検査工	<u>①パルプ検査工、②紙検査工、③紙製品検査工 等</u>			(2) パルプ・紙・紙製品検査工	<u>①パルプ・紙・紙製品検査工</u>	
		(3)略				(3)略		
3 印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	<u>①印刷作業員、②製本作業員、③DTPオペレーター、④製版作業員、⑤とつ(凸)版印刷作業員、⑥オフセット印刷作業員、⑦グラビア印刷作業員、⑧スクリーン印刷作業員、⑨シール印刷作業員、⑩印刷物光沢加工作業員 等</u>		3 印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	<u>①DTPオペレーター、②写真植字機オペレーター、③製版作業員、④とつ(凸)版印刷作業員、⑤オフセット印刷作業員、⑥グラビア印刷作業員、⑦スクリーン印刷作業員、⑧シール印刷作業員、⑨印刷物光沢加工作業員、⑩製本作業員等</u>		
	(2) その他の印刷・製本の職業	<u>①校正作業員、②はく(箔)押し作業員、③印刷検査工、④製本検査工 等</u>			(2) その他の印刷・製本の職業	<u>①活字製造作業員、②校正作業員、③はく(箔)押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等</u>		
4 革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	<u>①革・革製品製造工 等</u>		4 革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	<u>①革・革製品製造工</u>		
	(2)略				(2)略			
14 1 食料品製造の職業	(1)略			14 1 食料品製造の職業	(1)略			
	(2) パン・菓子製造工	<u>①パン製造工、②焼菓子製造工、③洋生菓子製造工、④和生菓子製造工、⑤和干菓子製造工、⑥スナック菓子製造工、⑦キャンデー製造工、⑧チョコレート製造工 等</u>			(2) パン・菓子製造工	<u>①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工 等</u>		
	(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	<u>①豆腐製造工、②油揚等製造工、③こんにゃく製造工、④ふ製造工 等</u>			(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	<u>①豆腐・油揚等製造工、②こんにゃく製造工、③ふ製造工</u>		

	(4) かん詰・ びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工 等		(4) かん詰・ びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工
	(5)~(8)略			(5)~(8)略	
	(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工 等		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工
	(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当製造工、②惣菜製造工 等		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当・惣菜類製造工
2 食品原料製造の職業	(1)~(3)略		2 食品原料製造の職業	(1)~(3)略	
	(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工 等		(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪動植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工 等
3 飲料・たばこ製造の職業	(1)略		3 飲料・たばこ製造の職業	(1)略	
	(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工、④飲料検査工、⑤たばこ検査工 等		(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工、④飲料・たばこ検査工 等
15	1 略		15	1 略	

16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤ <u>学校給食調理員</u> 、⑥ <u>給食等調理員</u> （学校を除く）、⑦各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く） 等		16	1 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤ <u>給食調理人</u> 、⑥各国料理調理人（日本・西洋・中華料理を除く） 等
		(2)～(3)略					(2)～(3)略	
17	1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①内張工、②表具師 等		17	1 その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①内張工、②表具師
		(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工 等				(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工 等
		(3) 疋工	①疋工 等				(3) 疋工	①疋工 等
		(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工 等				(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工
							<u>(5) 他に分類されない技能工、生産工程の職業</u>	<u>①写真工 等</u>
17	2 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工 等		18	1 その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工 等
		(2) 映写技士	①映写技士				(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工				(3) 製図工、写図工	①写図工、②現図工
		(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール・タグ付け作業員 等				(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール貼付作業員 等
		(5) その他	① <u>写真工</u> 等				(5) その他	① <u>写図工</u> 、② <u>現図工</u>

18	1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他 の製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	<u>①かばん製造工</u> 、 <u>②袋物製造工</u> 、 <u>③がん具製造工</u> 、 <u>④楽器製造工</u> 、 <u>⑤模型製作工</u> 、 <u>⑥模造品製作工</u> 、 <u>⑦ほうき製造工</u> 、 <u>⑧ブラシ製造工</u> 、 <u>⑨漆器工</u> 、 <u>⑩貴金属細工工</u> 、 <u>⑪宝石細工工</u> 、 <u>⑫甲細工工</u> 、 <u>⑬角細工工</u> 、 <u>⑭運動具製造工</u> 、 <u>⑮筆記用具製造工</u> 等		19	1 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他 の製品製造・加工処理の職業 (金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く)	<u>①かばん・袋物製造工</u> 、 <u>②がん具製造工</u> 、 <u>③楽器製造工</u> 、 <u>④模型・模造品製作工</u> 、 <u>⑤ほうき</u> 、 <u>ブラシ製造工</u> 、 <u>⑥漆器工</u> 、 <u>⑦貴金属・宝石・甲・角細工工</u> 、 <u>⑧運動具製造工</u> 、 <u>⑨筆記用具製造工</u> 等
		(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	<u>①げた製造工</u> 、 <u>②木製運動用品製造工</u> 、 <u>③印判師</u> 、 <u>④うちわ製造工</u> 、 <u>⑤喫煙具製造工</u> 、 <u>⑥獣皮剥工</u> 、 <u>⑦製氷工</u> 、 <u>⑧ちょうちん製造工</u> 、 <u>⑨と畜作業員</u> 、 <u>⑩ファスナー製造工</u> 、 <u>⑪マッチ製造工</u> 、 <u>⑫有機肥料製造工</u> （鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、 <u>⑬洋がさ製造工</u> 、 <u>⑭彫金工</u> （芸的なもの）、 <u>⑮装てい師</u> 、 <u>⑯フラワーデザイナー</u> 、 <u>⑰装身具等身の回り品検査工</u> 等				(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業 <u>①げた製造工</u> 、 <u>②木製運動用品製造工</u> 、 <u>③印判師</u> 、 <u>④うちわ製造工</u> 、 <u>⑤喫煙具製造工</u> 、 <u>⑥獣皮剥工</u> 、 <u>⑦製氷工</u> 、 <u>⑧ちょうちん製造工</u> 、 <u>⑨と畜作業員</u> 、 <u>⑩ファスナー製造工</u> 、 <u>⑪マッチ製造工</u> 、 <u>⑫有機肥料製造工</u> （鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど）、 <u>⑬洋がさ製造工</u> 、 <u>⑭彫金工</u> （芸的なもの）、 <u>⑮装てい師</u> 、 <u>⑯フラワーデザイナー</u> 、 <u>⑰装身具等身の回り品検査工</u> 等	
19	1 情報処理技術・通信技術の職業	(1) <u>IT</u> システム設計技術者	<u>①システム設計技術者</u> 、 <u>②社内システムエンジニア</u> （主にシステムの設計に従事するもの）、 <u>③システムエンジニア</u> （基盤システム） 等		20	1 情報処理技術・通信技術の職業	(1) システム設計技術者	<u>①システム設計技術者</u>
		(2) 略					(2) 略	
		(3) <u>IT</u> システム運用管理者	<u>①サーバー管理者</u> 、 <u>②システム管理者</u> 、 <u>③セキュリティエンジニア</u> 、 <u>④社内システムエンジニア</u> （主にシステムの運用に従事するもの） 等				(3) システム運用管理者	<u>①サーバ管理者</u> 、 <u>②システム管理者</u> 、 <u>③セキュリティエンジニア</u> 等

		(4) 通信ネットワーク技術者  ①サーバーエンジニア（構築・設定を行うもの）、②ネットワークエンジニア、 ③ネットワーク技術者、④サーバー構築技術者 等		(4) 通信ネットワーク技術者  ①通信ネットワーク技術者 等	
		(5)略		(5)略	
20	1 定置機関・機械運転の職業	(1)略		21	1 定置機関・機械運転の職業
		(2) クレーン・卷上機運転工  ①クレーン運転工、②卷上機運転工、③コンベア運転工 等			
		(3) ポンプ・送風機・圧縮機運転工  ①ポンプ運転工、②送風機運転工、③圧縮機運転工 等			
		(4) その他の定置機関・機械運転の職業  ①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉掛工、④下水処理設備操作員、 ⑤ごみ焼却設備操作員、⑥し尿処理設備操作員、⑦浄水場設備操作員 等			
	2 開発技術者	(1) 開発技術者  ①原子力技術者（開発）、②鉱山開発技術者、③織布開発技術者、④染色開発技術者、⑤紡績開発技術者 等		2 開発技術者	(1) 開発技術者  ①原子力技術者（開発）、②鉱山開発技術者、③採鉱開発技術者、④織布開発技術者、⑤染色開発技術者、⑥探鉱開発技術者、⑦紡績開発技術者 等
	3 その他の生活、衛生サービスの職業	(1)～(3)略		3 その他の生活、衛生サービスの職業	(1)～(3)略

	4 その他	1～ <u>19</u> 部門及び <u>20</u> 部門の1～3に属さない技能的職種	①アニメーター、②工業デザイナー 等			4 その他	1～ <u>20</u> 部門及び <u>21</u> 部門の1～3に属さない技能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等	
<u>21</u>	1 障害がある技能者	(1) 1～ <u>20</u> 部門のいずれかに属する職種に属する職種につく障害がある技能者	①1～ <u>20</u> 部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能者		<u>22</u>	1 障害がある技能者	(1) 1～ <u>21</u> 部門のいずれかに属する職種に属する職種につく障害がある技能者	①1～ <u>21</u> 部門のいずれかに属する職種につく障害がある技能者	